

さいたま市告示第 1 3 9 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号。以下「支援法」という。）第 1 4 条第 4 項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3 及び支援法第 1 4 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
花・花薬局岩槻店	名称変更	あすなろ薬局岩槻店	花・花薬局岩槻店	居宅療養管理指導	R7.7.1
花・花薬局岩槻店	名称変更	あすなろ薬局岩槻店	花・花薬局岩槻店	介護予防居宅療養管理指導	R7.7.1
東京海上日動みずたま介護ST大宮	所在地変更	さいたま市中央区上落合5-18-14 都マンション1階	埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目1-6 Mビル3階	訪問介護	R7.6.14
東京海上日動みずたま介護ST大宮	所在地変更	さいたま市中央区上落合5-18-14 都マンション1階	埼玉県さいたま市中央区上落合九丁目1-6 Mビル3階	介護予防訪問介護	R7.6.14
ケアブラン リセイル	名称変更	居宅介護支援事業所リセイル盆栽町	ケアブラン リセイル	居宅介護支援	R6.11.1
訪問看護クロワッサン	名称変更	スタイルケア訪問看護ステーション浦和	訪問看護クロワッサン	訪問看護	R7.5.1
訪問看護クロワッサン	名称変更	スタイルケア訪問看護ステーション浦和	訪問看護クロワッサン	介護予防訪問看護	R7.5.1

指定介護機関

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
訪問看護ステーション ネオライフケア	さいたま市中央区下落合2-18-18-1 &C o. 101	訪問看護	R7.7.31
訪問看護ステーション ネオライフケア	さいたま市中央区下落合2-18-18-1 &C o. 101	介護予防訪問看護	R7.7.31